

吸収合併に関する事後開示書面

2025年1月6日

株式会社クラウドワークス

2025年1月6日

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社クラウドワークス
代表取締役 吉田 浩一郎

吸収合併に関する事後開示書面

(吸収合併存続会社/会社法第801条第1項及び同法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

株式会社クラウドワークス（以下「CW」という）と株式会社蒼天（以下「蒼天」という）は、2024年9月24日にて締結した吸収合併契約に基づき、2025年1月1日を効力発生日として、CWを吸収合併存続会社、蒼天を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という）を行いましたので、会社法第801条第1項及び同法施行規則第200条に基づき下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日
2025年1月1日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

- 差止請求
吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、吸収合併の差止請求について該当事項はありません。
- 反対株主の買取請求
吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。
- 新株予約権買取請求
新株予約権を発行しておりませんので該当事項はありません。
- 債権者の異議
吸収合併消滅会社は、2024年10月18日付で官報に公告を行うとともに、同日付けで電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

- 差止請求
吸収合併存続会社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。
- 反対株主の買取請求
吸収合併存続会社は、2024年10月18日より電子公告を行いました。株式買取請求行使期限までに買取請求をした株主はありませんでした。
- 債権者の異議
吸収合併存続会社は、2023年10月18日付で官報に公告を行うとともに、同日付けで電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。
6. 会社法第921条の変更の登記をした日
2025年1月12日（予定）
7. その他吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

別紙

吸収合併に関する事前開示書面

2024年10月18日

株式会社クラウドワークス

株式会社蒼天

2024年10月18日

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社クラウドワークス
代表取締役 吉田 浩一郎

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社蒼天
代表取締役 大類 光一

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社／会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社／会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

株式会社クラウドワークス（以下「CW」という）及び株式会社蒼天（以下「蒼天」という）は、2024年9月24日、CWの取締役会及び蒼天の株主総会の決議を経て、2025年1月1日を効力発生日として、CWを吸収合併存続会社、蒼天を吸収合併消滅会社とする合併契約書（以下「本吸収合併」という）を締結いたしました。本吸収合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

なお、本合併に伴い、特別損失（抱合せ株式消滅差損）の発生が見込まれるため、会社法第796条第3項および第795条第2項第1号の規定により2024年12月に開催予定のCWの定時株主総会の承認が得られることを条件としております。

記

- 吸収合併契約の内容
別紙1のとおりです。
- 合併対価の相当性に関する事項
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行いません。
- 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項
吸収合併消滅会社である蒼天は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。
- 吸収合併消滅会社及び吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項
 - 吸収合併消滅会社である蒼天の最終事業年度に係る計算書類等
蒼天の最終事業年度の計算書類等は、別紙2のとおりです。なお、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。
 - 吸収合併存続会社であるCWの最終事業年度に係る計算書類等
CWは有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム（EDINET）」よりご覧いただけます。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項
本合併に伴い、当社個別決算において特別損失（抱合せ株式消滅差損）として約20百万円を計上する見込みですが、本合併は、当社の完全子会社との合併であるため、連結業績への影響は軽微であり、本吸収合併効力発生後のCWの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。したがって、本吸収合併後におけるCWの債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。
6. 本書面の備置開始日後、本吸収合併が効力を生ずる日までの間に上記の事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容
本書面の備置開始日後、上記事項に変更が生じた場合には、別途、書面を備え置いて開示することといたします。

以上

(別紙1)

合併契約書

株式会社クラウドワークス（以下「甲」という。）及び株式会社蒼天（以下「乙」という。）とは、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）する。

（効力発生日）

第2条 効力発生日は、2025年1月1日とする。ただし、手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議のうえ、期日を変更することができる。

（合併対価の交付及び割当て）

第3条 甲は、本合併に際して、乙の株主に対して金銭等（会社法第151条に定める意義を有する。）の交付は行わない。

（増加すべき資本金及び準備金の額等）

第4条 甲は、本合併に際して、資本金及び準備金の額の増加は行わない。

（合併承認決議）

第5条 甲は2024年12月20日に開催する定時株主総会、乙は2024年9月24日に開催する定時株主総会において、本契約の承認決議及び合併に必要な事項についての決議を求めるものとする。

（権利義務全部の承継）

第6条 甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。
2 乙は、2024年5月31日から効力発生日までの資産、負債及び権利義務の変更について、その内容を別に計算書を添付して甲に明示するものとする。

（会社財産の善管注意義務）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲又は乙で協議のうえ、これを実行する。

（合併の条件の変更）

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙間でそれぞれ協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（合併契約の効力）

第9条 甲乙間の契約は、甲及び乙の適法な機関決定並びに法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、それぞれの効力を失うものとする。

（協議事項）

第10条 本契約に定めるもののほか、合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙間で協議のうえ、これを定める。

以上、本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が本書を保有し、乙は原本の写しを保有する。電磁的方法による締結の場合は、本書の電磁的記録を作成し、甲乙合意の後電子署

名を施し、各自その電磁的記録を保有する。

2024年9月24日

甲 : 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社クラウドワークス
代表取締役 吉田 浩一郎

乙 : 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社蒼天
代表取締役 大類 光一

(別紙2)

貸借対照表
(2024年5月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	27,176	流動負債	42,828
現金及び預金	21,751	短期借入金	24,535
売掛金	4,682	未払金	14,429
その他	743	未払法人税等	290
固定資産	1,786	未払消費税等	1,411
投資その他の資産	1,786	前受金	1,652
差入保証金	1,736	その他	510
その他	50	固定負債	12,250
		長期借入金	12,250
		負債合計	55,078
		(純資産の部)	
		株主資本	△25,051
		資本金	40,092
		資本剰余金	10,092
		資本準備金	10,092
		利益剰余金	△76,300
		その他利益剰余金	△76,300
		繰越利益剰余金	△76,300
		純資産合計	△26,115
資産合計	28,962	負債・純資産合計	28,962

損益計算書

(2023年6月1日から2024年5月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		62,801
売上原価		16,741
売上総利益		46,060
販売費及び一般管理費		44,422
営業利益		1,637
営業外収益		
その他	728	728
営業外費用		
支払利息	1,048	
その他	0	1,048
経常利益		1,318
特別損失		
減損損失	88,750	88,750
税引前当期純利益		△87,432
法人税、住民税及び事業税	290	290
当期純利益		△87,722

株主資本等変動計算書

(2023年6月1日から2024年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計	その他利 益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	30,000	—	—	11,422	11,422	41,422	41,422
当期変動額							
新株の発行	10,092	10,092	10,092		—	20,184	20,184
当期純利益			—	△87,722	△87,722	△87,722	△87,722
当期変動額合計	10,092	10,092	10,092	△87,722	△87,722	△67,538	△67,538
当期末残高	40,092	10,092	10,092	△76,300	△76,300	△26,115	△26,115

個別注記表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法を採用しています。
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却方法

- ① 有形固定資産
定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物、2016年4月1日以降に取得した付属設備及び構築物は定額法）を採用しています。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しています。

(3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。
ステップ1：顧客との契約を識別する。
ステップ2：契約における履行義務を識別する。
ステップ3：取引価格を算定する。
ステップ4：取引価格を契約における各履行義務に配分する。
ステップ5：履行義務を充足した時点で（または充足するに依りて）収益を認識する。

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

なお、取引に関する支払条件は、短期のうちに支払期日が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。また、取引の対価に変動対価は含まれておりません。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に順じた会計処理に寄っています。
- ② 消費税等の会計処理
定額法を採用しています。

2 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 407株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 一株

3 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 Δ 64,166円64銭
- (2) 1株当たり当期純損失 Δ 253,533円66銭